

平成30年 第12回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成30年12月17日（月） 午後2時00分開会  
午後3時15分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
44	摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
45	平成30年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表の件	承認

### 報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
平成30年度11月までの問題行動等報告について
平成30年度11月までの問題行動等報告具体的事案について
平成30年度2学期教育委員学校園所訪問まとめについて
摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 山手知榮子 西川俊孝</p>	<p>教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課参事 兼課長代理 教育支援課長 兼教育センター所長 生涯学習課長 生涯学習課長代理 教育政策課総務係長 教育政策課係員</p>	<p>北野人士 野本憲宏 溝口哲也 河平浩一 大崎貴子 撰田裕美 柳瀬哲宏 滝 靖彦 岡田哲也 窪 秀昭</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 子育て支援課長代理</p>	<p>小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 湯原正治</p>
---	---	---	--	---	--

教育長

ただいまから、平成30年第12回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は大矢委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が2件、報告事項が6件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第44号から審議し、続いて、「報告事項」、「その他」へ進み、「報告事項(3)」を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続き秘密会を宣言し、「報告事項(3)」に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第44号、「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、家庭児童相談課から説明をお願いします。

家庭児童相談課長

議案第44号、「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

遅出が午後7時までとなっておりますが、業務内容からいってそれでうまく収まるのかどうか、気になります。

家庭児童相談課長

例えば、家庭訪問して保護者に指導しないといけないという場合では、もっと遅くなってしまう時もあります。

ただ、超勤しなければいけない一番の理由は、各関係機関との調整で、これについては午後7時までの勤務時間で処理できるものと考えています。

教育長

「8時46分から午後7時までの範囲内で所属長が指定する時間」と書いてありますが、この指定というのは年間を通じて、同じ職員が4月から3月まで指定されることになるのですか、それとも、その都度変更するということになるのですか。

家庭児童相談課長

週のうち、曜日毎に職員の出勤時間をあらかじめ固定して、ローテーションを組もうと考えています。

教育長

家庭児童相談課の職員が、曜日毎に、どの職員が遅出の時間に出勤するか決められるようになるということですね。

家庭児童相談課長

例えば、金曜日は翌日が休日で、見守りがしにくいため、基本的には通告対応しないようにしており、遅出勤務をしない予定です。その他の曜日にも職員の配置は適宜柔軟に対応しようと思っています。

大矢委員

何名の職員でこの体制を組む予定でしょうか。

家庭児童相談課長

正規職員のみで始める予定です。正規職員は課長を含めて5名いますが、管理職は外部的な対応もありますので、一般職員4名で回すつもりです。

教育長

学校園所からの通告の場合、教職員との話し合いが必要となってきますが、教職員の働き方改革の流れもあります。特殊勤務の方はこのように勤務が変更になりますが、学校の教諭の場合は同じようにできませんので、十分配慮をお願いしたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第44号、「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第45号、「平成30年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第45号、「平成30年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員

表面のところですが、記述式の正答率が、全ての教科で他の項目と比べて低いです。特に国語と社会は府も摂津市もゼロとなっていますが、これは問題が出題されなかったということか、それとも数値がすごく悪かったということでしょうか。

学校教育課長

数字がゼロのところは、問題そのものが出題されなかったところですので。こちらの数字は正答率ですので、満点で100%となるようパーセンテージの表記になっています。

西川委員

そうすると、国語、社会以外の教科も低いので、このままの流れで見ると、国語、社会はものすごく悪いという見方をしてしまうかもしれません。記述式の問題は出題されなかったということが分かるように書いていないと、間違った情報になってしまうのではないかと思います。

学校教育課長

ご指摘をいただいた部分につきまして、注釈など、ミスリードのないような形をとりたいと思います。

西川委員

また、裏面の方ですが、摂津市全体の平均ですので、それぞれの学校で状況が異なるかもしれませんが、私の理解では、「教科の学習への主体性」と「授業の内容理解」の関係について、主体的に関わっていくことが進めば進むほど、内容理解も進むと思いましたが、社会、英語の主体性は2年生よりも3年生の方が高くなっています。ところが、「授業内容がよく分かる」ということで見ると低

くなっています。

学校によって状況が異なると思いますが、これはどう分析されていますか。

学校教育課長

各学校における割合の状況について、この資料では平均していますので、それぞれの学校での傾向は出ていませんが、例えば、社会では3年生になると、内容が公民となり、点数が伸びなくなるのが影響しているのではないかと考えています。

教育長

この「よくわかる」という質問に対して、子どもたちが「当てはまる」と答える時というのは、おそらくテストでいい点が取れたら、自分でもよく分かっていると思い、「当てはまる」に丸をする生徒が多いと思います。

英語は特にそうですが、1年、2年、3年と、段々内容が難しくなってきますので、どうしてもテストの点数が悪くなっていきます。自分では主体的に一生懸命勉強していますが、点数が取れていませんので、分かっていないと判断して回答する生徒が増えてきていると思います。

大矢委員

「社会の授業の内容はよくわかる」というのは、毎年、去年も一昨年も同様だったと記憶しています。この結果を見た時に思ったことは、生徒たちには自分が分からない授業があるということです。それを生徒たちはどうしているかが問題だと思います。

なんとなく授業で分かったつもりになっていますが、それでも分からない時に、それ以上考えないのではなくて、その時にちゃんと人に聞いてみよう、調べてみようとする能力を意識したら、ここの回答が変わってくると思いました

もう一つ、表面のレーダーチャートにつきましては、西川委員のおっしゃる通りにしていただきたいと思います。

教育長

それぞれのところで、記述式は出題無しというような記載を国語と社会については対応をお願いします。

教育長職務代理者

無回答率を見ると昨年は4教科で、府よりも無回答率は低いのですが、今年についてはどの教科においても無回答率は府よりも高い

いです。記入した答えが正答か誤答かということは別にして、なぜ回答をしないのかと思います。間違っているのかも知りませんが、書いて答えようという意欲を子どもには持って欲しいので、そこが低いということが気になっています。

これは調査によってわかるものではないかもしれませんが、テストに向かっている時の子どもの心理状況が、どうなっていると考えられますか。

何か他の結果にも表れてくるような、日頃の意欲にも繋がっているのではないかと気になります。

学校教育課長

無回答率については、日々の授業の中で、学習が分かるという経験が少ないと、諦めてしまうのではないかと思います。授業の中で生徒が分かる内容を取り入れて発表する場所があること、記述することが出来るようになるということが、無回答をなくし、何か答えていこうというものに繋がっていくと思いますので、授業改善や、普段の定期テストの在り方を改善していく必要があると考えています。

教育長

このチャレンジテストについては様々な議論がされていますが、現状では公立高校の入試の調査書に影響を与えるテストですので、中学3年生にとっては真剣に取り組む必要があるテストです。それはどのテストにも言えることですが、とりわけこの中学生チャレンジテスト3年生分には全力で取り組んで欲しいと思いますので、福元教育長職務代理者がおっしゃったように、一生懸命考えたけれどわからなくて書けなかったという子どもいるかもしれませんが、その中に最初から諦めている生徒がたくさんいて、去年よりも増えていますので、そこは各学校できちんとご指導をしていただかないといけないと思います。

摂津市の平均が5教科とも昨年よりも下がったという結果ですが、どの中学校でも去年よりも下がっているという現状があるのですか。それとも、学校によっては状況が異なるということでしょうか。

学校教育課長

先ほどお話がありましたように、向上している学校もあります。ただ、ある学校で落ち込みが大きかった部分がありますので、平均

しますと下降しています。

教育長

学校訪問した時に、今年度はどの中学校も、以前にも増して学習規律もきちんと取れて、しっかり授業ができていると思いました。たった1回のテストですので、日頃の頑張りが発揮できるとは限りません。テストの平均点だけで判断してしまうと、摂津市全体が悪いという印象を与えてしまいます。

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第45号、「平成30年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果公表の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項（1）事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

〔事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明〕

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。（2）平成30年度11月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

〔平成30年度11月までの問題行動等報告について説明〕

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

教育長職務代理人

説明の中の暴力行為の低年齢化について、低学年と中学年と高学年では暴力の内容の違いがあるのではないかと思います。低学年と中学年と高学年のそれぞれで暴力行為とはこういうことを指すという定義のようなものは学校には示されているのでしょうか。それを基にして、学校から報告が挙がってくるということなのではないでしょうか。

学校教育課長

この行為が暴力行為に当たりますというものを小学校に示しているわけではないのですが、中学校では問題行動をレベル別に例示していきまして、小学校によってはそれを参考に小学校版を作成する



動きがあり、問題行動や暴力行動をレベル別に対応しようとしている学校もあります。

先ほどお話がありましたように、低学年等で暴力件数として挙がってくるものの中には、例えば、以前からかわれたことを覚えていて、ふと思い出して背中を押すといったことが暴力件数として挙げられています。ちょっとした喧嘩が挙げられているのが実情です。

教育長職務代理者

ちょっと押したというのは低学年では暴力行為として捉えられていますが、高学年だとそれは暴力行為とは捉えにくいということがありますが、そういう観点でいくと低学年の件数が増えているとは言え、内容が非常に軽微なものまでカウントしているのが原因だという気もしますが、どうでしょうか。

学校教育課長

先ほどお話しした軽微なものでも、問題行動として挙げているということはあります。

例えば、生徒指導のケース会議に挙げて、内容を検討して、報告が挙げられていますが、軽微な内容まで挙げられているというのが最近ではよく見られる状況です。

教育長職務代理者

それでは、低年齢化して小学校が荒れだしてきているのではないと受け取っても良いのですか。

学校教育課長

支援学級に在籍していたり、学校では配慮を要すると気にしている児童生徒であったりしますので、学校としては組織的な対応をするために挙げている状況です。児童生徒の発達特性についての理解が今後必要であると思っています。

西川委員

今回の「13」という数が突出して多いと感じています。生徒間の暴力ということでは、例えば4月当初はそれぞれのクラスが落ち着いていない状況の中でいろんなトラブルがあるかもしれません。ただ、1学期、2学期と時間が経ってくると子どもそれぞれが距離感を分かってくるのだらうと思いますが、この11月で、なぜ急に増えたのでしょうか。急に先生方の目が厳しくなったわけでもないでしょうし、どう理解をすればいいのかと思いました。

学校教育課長 繰り返しの事案もありまして、ある学校で1 1月に同じ子どもが3回、ある学校では同じ子どもが4回、その子どもが他校から転入して繰り返し行っています。低年齢化と言いましたが、その子どもたちが低学年ということで今回カウントが増えております。

教育長 低年齢化ということは、高学年は減って、低学年や中学年にピークが移っていったということですか。それとも、高学年の数は変わらず、低学年も増えてきたということでしょうか。

学校教育課長 高学年の数は増えていなく、若干減っておりますので、低学年、中学年に数が移っています。総数が各年度によって違いますので、一概に比較ができませんが、現時点で言うと昨年度、一昨年に比べても高学年は減っています。

教育長 また、先ほど配慮を要する児童生徒が突発的、衝動的に起こすと説明されたのは、問題行動のことですか、いじめのことですか。

学校教育課長 問題行動です。いじめにも、いつも報告させていただく中には支援学級在席の子どもがいますが、今回で取り上げているのは問題行動です。

教育長 支援学級在籍の子どものいじめの事案はありますが、あれは支援学級在籍の子がいじめられる側の話ですね。今のお話は、加害側の子どもが突発的、衝動的に起こすということですから、加害側だと思いました。

学校教育課長 加害側の子どもが支援学級に在籍している子どもである事例が挙げられています。先ほど説明しました繰り返しの子どもがそうです。

大矢委員 他市でも暴力が低年齢化しています。今回の摂津市の場合では、偏りがあって同じ子どもが何回もしているのです、こういう数字が挙がっていますが、他市でも同じことがあるのでしょうか。低学年で配慮が必要な子どもが原因ということでしょうか。それとも摂津市だけがそうなののでしょうか。

学校教育課長 他市で繰り返しの子どもがどうかという話にはなっていないようですが、配慮を要する子どもや、就学した1年生でそういった事案に挙がってくるというのは府内の生徒指導担当指導主事の情報共有の中で出てきた話題です。

教育長職務代理者 配慮を要する子どもが繰り返すということは、つまり配慮を要する子どもに、よく配慮ができていないということでしょうか。配慮が必要な子どもに、きちんと配慮をしていれば、この状況は危ないというのがよくわかると思います。その子どもが繰り返して、それが数字に挙がってくるということは、現場での配慮を要することが欠けていると思います。その辺も学校に指摘しないといけないのではないのでしょうか。

学校教育課長 対応について、どのような成功事例があるのか、どのようなことをするとこの子が突発的な行動を起こしやすいのかについては教職員が情報共有して、共通認識のもと対応しなければいけないと思っています。

また、例えば支援学級に在籍している児童生徒であれば、個別の指導計画等にそういったものを記入して、共有できるツールとして活用し、対応していくべきだと思っています。

各学校には、今回挙がってきたものについて、担当指導主事から指導をしています。

教育長 低学年での問題行動が増加しているという状況ははっきりしているのであれば、福元教育長職務代理者がおっしゃったような面も含めて、きちんと学校に対応していただくよう指導をよろしく願いしたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(4)平成30年度2学期教育委員学校園所訪問まとめについて、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長 [平成30年度2学期教育委員学校園所訪問まとめについて  
説明]

教育長

今年度は地震の関係で全校園所に訪問できませんでしたが、委員の皆様方にはお時間を使っただいて、ご苦勞様でございました。何か感想等あれば、お願いしたいと思います。

山手委員

たくさんの学校に訪問させていただいて、確かに学校の子どもたちも、落ち着いて取り組んでいると思えました。先生たちもよく頑張ってください、研究発表などにも行かせてもらった時には、一生懸命していただいていたし、後の分科会でも意見交換されて、いい方向に向かっていると感じられたのはとても好ましいことです。

いつも教育委員がその中に入れてもらい、意見を言わせてもらう立場も与えられていますが、ただ何点か気になったことがあります。学校全体として、課題と今後の方向性を決めて、ある先生は一生懸命していると思えば、そうではない先生もいらして、学校として向かって行けないのは、管理職の方のビジョンの示し方とか、まとめ方にも原因があるのかもしれませんが、そういう学校があったのはとても気になる場所でした。

また、家庭や地域の力が少し弱く、先生が一生懸命されている割には、目に見えた結果が出ていないということも感じられましたので、それが残念で、何かいい方法がないかと思いました。SSWの先生がもう少しいらした方がいいとか、家庭教育相談員とか、地域の力とかいろいろ模索しているようですが、いいサポートの仕方がないものかと思いました。ありがとうございました。

西川委員

保育所、子育て総合支援センター、幼稚園も一生懸命されていて、体験や姿勢を保持するための体幹を重視しているのは、どこも同じようなスタンスでした。保護者支援にも前向きで誠実に対応しようとしている姿勢も見られて、頑張っておられると思い、感心しました。

また以前、小学校では支援学級の授業をほとんど見るのがなく、実際どうされているのだろうと思っていました。最近は、支援学級での授業をしっかりと見せていただき、その中でしっかりと計画を立てて進めている姿を見ることができて、すごくよかったと思います。

あと、中学校区で一貫して取り組んでおられる学校がありますが、もう少し他の中学校区にも広がっていくような手立てができるのは教育委員会事務局しかありませんので、それはこれからの課題ということでお願いいたします。ありがとうございます。

教育長職務代理者 台風や豪雨の被害についても、しっかりと施設対応をしていただいていると思えました。

ただ、トイレ改修も随分進んでいますが、便器の改修だけではなくトイレ環境の整備もお願いしたいと思えます。例えば、男の子も女の子も廊下から丸見えの状態でご個室に入るという状況がありますので、アコーディオンカーテンや暖簾のようなものなど、目隠しが必要だと思えますが、まだ出来てないところがあると感じました。よろしくお願ひします。

大矢委員 今回たくさん訪問させていただき、小学校の英語やプログラミング学習では、タブレットをうまく活用していましたので、見せていただいてよかったと思えました。

ただ、1つの施設を回るのにととても忙しいスケジュールなので、もうちょっとゆっくり見たいと思えます。私たちとしては全部の学校を見たいとは思いますが、そうなると訪問数を減らさないといけなくなりますので、難しいとも思えます。

また来年度も学校訪問、是非させてもらいたいと思えます。ありがとうございます。

教育長 今、教育委員会事務局に対するご要望、ご指摘もございましたので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について、子育て支援課より説明をお願いします。

次世代育成部参事 [摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

2つありまして、1つは利用者負担金の未就学児の無料の期間について、指定管理期間を延長するに合わせて、この特例の期間も延長するものです。もう1つが児童発達支援センターや民間の事業所がそれぞれ保育所や小学校等に行っておアドバイスするという保育所等訪問支援事業などを受ける場合には、全て無料であったものを、今後は未就学児のみ無料にし、就学児は有料にするということです。

これは民間だけではなく、児童発達支援センターの職員が小学校に行かれる場合にも有料にするということですか。

次世代育成部参事

はい、そうです。もともと、就学児に対しても未就学児に対しても利用者負担金は徴収しなければならないとありますが、摂津市の特例で未就学児のみ無料としています。

保育所等訪問支援事業については、これまで児童発達支援センターで利用された方は就学児も無料となっており、一方では民間の事業所でこのサービスを利用された方は有料となっており、不公平感ができていました。本来の児童福祉法に基づいたサービスの提供を受けた方については、このサービス利用者負担金を負担していただくという条例の改正の内容になっています。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで、次に進みます。(6)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。  
報告事項（3）平成30年度11月までの問題行動等報告具体的  
事案について、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。  
では、本日の案件は全て終了いたしました。  
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。  
ご苦労様でした。